

須崎市スクールバス（須崎・浦ノ内線）運行業務委託仕様書

本仕様書は、須崎市（以下「市」という。）と受託者との間で契約を締結する須崎市スクールバス運行業務委託契約について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

須崎市スクールバス（須崎・浦ノ内線）運行業務委託

2. 目的

須崎市立小中学校に通う遠距離通学の児童生徒の交通の利便性を図るため、JR 須崎駅から浦ノ内埋立地区の区間でのスクールバスを運行する。

3. 運行業務

- (1) 運行計画 別紙（区間・経路・時間・運行日・運休日等）
- (2) 運行距離 約 240km/日（片道約 24km）
- (3) 使用車両 トヨタ コースター ロングボディ グレード GX 29 人乗り
(平成 30 年 2 月登録 高知 200 さ 674)
- (4) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
※日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は運休

4. 運行に付随する業務

(1) 運賃の収納業務及び事務

主に児童生徒が乗車するが、一定の条件（利用登録）で一般乗客の混乗を認めることから、運賃の収納及びこれに付随する業務等を行う。

- ・一般乗客の乗車は 1 日平均 10 人程度が予想される
- ・車内での回数券の販売（対象：高等学校の学生で減額許可書を有する者のみ）
- ・運賃は 1 回につき 500 円（短区間乗車の運賃は 200 円及び 300 円がある）
 - ※ 障害者等は半額
 - ※ 高等学校の学生で、減額許可書を有する者は 200 円
 - ※ 未就学児（小学生未満）全額免除

(2) 受託者はバス料金売上報告書兼受簿及び運行日誌を作成し、市の指定する日までに報告すること。

(3) 車両故障時等においては、市所有バスによる代替運行を基本とするが、市所有バスが使用できない場合は、代替バスを受託者が用意し、その費用については市の負担とする。ただし、受託者に起因する車両故障や交通事故等においては、受託者が代替バスを用意し、その費用については受託者の負担とする。

(4) バスの日常の保守管理（日常点検、車両保管、清掃、洗車等）を行い万全の注意を払うこと。
(5) 定期点検を行うこと。

- (6) 万が一事故が発生した場合は、ただちに市へ連絡をするとともに、受託者が責任を持って事故処理を行うこと。また、顛末書及び事故報告書を速やかに市へ提出すること。
- (7) 早発による乗客取り残しや運行遅延等が発生した場合は、ただちに市へ連絡をするとともに、顛末書を速やかに市へ提出すること。
- (8) 異常気象時や自然災害、その他不測の事態が発生した場合は、市と協議のうえ対応を決めること。
- (9) 日常的な苦情及び忘れ物等について適切な対応を行うこと。

5. 運行管理体制

- (1) 受託者は、運行及び乗務員の管理を法令等に基づき適切に行うこと。
- (2) 運行に支障が生じないよう乗務員を雇用すること。
- (3) 運転手は、運転するバスの種類に係る道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。

6. 損害賠償

- (1) 本業務上発生した交通事故により生じた損害賠償は、市が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険で対応するものとする。ただし、自損事故による車両修繕費は受託者の負担とする。また、保険で対応できないものについては、過失割合により、受託者がその損害の責を負うものとする。
- (2) 本業務の実施中に受託者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、双方協議により、受託者に求償できるものとする。

7. 委託業務の経費区分

- (1) 委託業務の経費区分は次のとおりとする。

費 用	内 容	須崎市	受託者
①人件費	給与、手当、法定福利費等		○
②車両整備費	定期点検		○
	車検費用（車検に係る一切の費用）、タイヤ代、車両修繕費（受託者に起因する修繕を除く）	○	
③燃料油脂代	燃料代、油脂類		○
④消耗品費	清掃用品費、車両関係消耗品、事務消耗品、提出書類作成費用	○	
⑤任意保険料	対人：無制限、対物：無制限、車両保険：時価 人身傷害保険：1名につき5,000万円以上	○	
⑥借上料	代替車両費用（受託者に起因する車両故障や交通事故等の場合を除く）	○	

⑦諸経費	その他運行管理に係る諸経費			○
------	---------------	--	--	---

(2) 定期点検以外の車両修繕費（受託者に起因する修繕を除く）は、市の負担とするため、日常、車両の状態を確認し、修繕が必要な場合は市と協議すること。

8. その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか関係法令を遵守すること。
- (2) 市が実施する本業務の調査点検に協力すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密及び個人情報を他人に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後においても、同様とする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、双方協議によりこれを定めるものとする。